

○須賀川市有資格業者に対する入札参加資格制限に関する要綱

平成21年4月1日制定

改正

平成22年3月29日

平成22年6月28日

平成26年3月26日

令和2年4月1日

令和7年6月1日

令和8年4月1日

須賀川市有資格業者に対する入札参加資格制限に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、須賀川市契約規則（平成29年須賀川市規則第22号）第5条の規定により競争入札に参加する資格を有すると認められた者（以下「有資格業者」という。）に対する入札参加資格制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(入札参加資格制限)

第2条 市長は、有資格業者が別表第1及び別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表第1及び別表第2に定めるところにより、入札参加資格制限を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により入札参加資格制限を行う場合において、既に福島県が入札参加資格制限を行った事案については、第6条に規定する須賀川市入札参加資格等審査会（以下「審査会」という。）の審議を省略し、当該有資格業者に対し、福島県の措置内容を準用し、入札参加資格制限を行うことができる。ただし、市が発注する業務（以下「市発注業務」という。）に当該有資格業者が関連する場合は、審査会での審議を経た上で、入札参加資格制限を行わなければならない。

3 市長は、前項の場合において、当該入札参加資格制限にかかる有資格業者を現に指名又は入札参加資格の確認をしているときは、当該指名又は入札参加資格の確認を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する入札参加資格制限)

第3条 市長は、前条第1項の規定により入札参加資格制限を行う場合において、当該入札参加資格制限について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかとなったときは、当該下請負人について、元請負人の入札参加資格制限の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加資格制限を併せて行うものとする。ただし、当該下請人に故意又は重大な責めを負うべき理由が認められるときは、この限りでない。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について入札参加資格制限を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに入札参加資格制限について責めを負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の入札参加資格制限の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加資格制限を併せて行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による入札参加資格制限に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体については、当該有資格業者の入札参加資格制限の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加資格制限を行うものとする。

4 前条第2項の規定は、前3項の場合に準用する。

(入札参加資格制限の期間の特例)

第4条 有資格業者が、1事案により別表第1及び別表第2に掲げる措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって入札参加資格制限の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加資格制限の期間の短期は、それぞれ別表各項に定める短期の2倍（当初の入札参加資格制限の期間が1か月に満たないときは、1.5倍、別表第2第8項の措置要件に該当することとなったときは2.5倍）の期間とする。

(1) 別表第1及び別表第2の措置要件にかかる入札参加資格制限の期間の満了後1か年を経過するまでの間（入札参加資格制限の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1又は別表第2の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1項から第4項までの措置要件に係る入札参加資格制限の期間の満了後5か年を経過するまでの間に、同表第1項から第4項までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 有資格業者について、総合的に勘案し、前項に定める入札参加資格制限の期間の短期に満たない期間を定める必要があるときは、入札参加資格制限の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

4 有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は重大な結果を生じさせたため別表第1、別表第2及び本条第1項の規定による長期を超える入札参加資格制限の期間を定める必要があるときは入札参加資格制限の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36か月を超える場合は36か月）まで延長することができる。

5 入札参加資格制限の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表第1、別表第2、前各項及び第5条に定める期間の範囲内で入札参加資格制限の期間を変更することができる。

6 市長は、入札参加資格制限の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めたときは、当該有資格業者について入札参加資格制限を解除するものとする。

7 市長は、入札参加資格制限期間中の有資格業者について、新たな事案により措置要件に該当し、入札参加資格制限を行うこととなったときは、既に措置されている入札参加資格制限期間の終期の翌日を始期として入札参加資格制限を行うものとする。

8 市長は、新たに有資格者となった者について、入札参加資格制限を行う場合は、資格認定日を始期として行う。この場合において、該当する事実により既に入札参加資格制限がなされた者があるときは、その入札参加資格制限が行われた日から期間を定め、資格認定日以降に残期間があれば、その残期間について入札参加資格制限を行うものとする。

9 前項の場合において、該当する事実により入札参加資格制限がなされた者がいないときは、その事実を知り得た日から期間を定め、その入札参加資格制限期間のうち資格認定日以降に残期間があれば、その残期間について入札参加資格制限を行うものとする。

10 第2項、第4項、第5項、第8項、第9項及び第10項の規定の適用後の期間が36か月を超える場合は、36か月とする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加資格制限の期間の特例）

第5条 市長は、第2条第1項の規定により入札参加資格制限を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合（第

4条第4項の規定に該当する場合を除く。)には、別表第2第2項、第3項又は第4項の措置基準に定める運用期間の2倍の期間とする(ただし、当該規定適用後の期間が36か月を超える場合は36か月とする。)

- (1) 談合情報を得た場合、又は談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第2項、第3項及び第4項に該当したとき。
- (2) 別表第2第2項から第4項までに該当する有資格業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決、確定した排除措置命令、課徴金納付命令若しくは審決又は公契約関係競売等妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項。以下同じ。)若しくは談合(刑法第96条の6第2項。以下同じ。)に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき(前号に掲げる場合を除く。)
- (3) 別表第2第2項及び第3項に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があったとき(前2号に掲げる場合を除く。)
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく市長による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第2項及び第3項に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき(第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。)
- (5) 須賀川市又は他の公共機関の職員が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合において、当該職員の容疑に関し、別表第2第4項に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき(第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。)

2 別表第2第2項の措置要件に該当した場合において、独占禁止法第7条の4第1項から第3項までの規定による課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの入札参加資格制限の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、入札参加資格制限の期間が別表第2第2項に規定する期間の短期を下回るときは、第4条第3項の規定を適用するものとする。

(入札参加資格等審査会の審議の経由)

第6条 入札を執行する所管課(廊)長等(以下「入札執行課長等」という。)は、有資格業者が、別表第1及び別表第2に掲げる措置要件に該当する事実を知ったときは、第1号様式により、速やかに財務部財政課長を経て、須賀川市競争入札参加資格登録規程(平成30年須賀川市告示第97号)第7条に規定する審査会に報告しなければならない。

2 市長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により入札参加資格制限を行い、第4条第5項の規定により入札参加資格制限の期間を変更し、又は第4条第7項の規定により入札参加資格制限を解除しようとするときは、あらかじめ審査会の審議を経なければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事への通知)

第7条 市長は、第2条第1項の規定により入札参加資格制限を行う場合で、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第11条の各号に規定する事項に該当する場合は、同条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事に対し、その事実を別記様式により通知するものとする。

(入札参加資格制限の通知)

第8条 市長は、第2条第1項若しくは第3条各項の規定により入札参加資格制限を行い、第4条第5項の規定により入札参加資格制限の期間を変更し、又は第4条第7項の規定により入札参加資格制限を解除したときは、当該有資格業者に対しその旨を通知し、入札執行課長等に対し通知するものとする。この場合、各々の措置については、第2号様式から第4号様式までにより通知を行うものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第9条 市長は、入札参加資格制限の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号、第5号及び第6号の規定に該当する場合は、あらかじめ市長の承認を得た場合に限り、入札参加資格制限の期間中の有資格業者を随意契約の相手方とすることができる。

(下請等の禁止)

第10条 市長は、入札参加資格制限の期間中の有資格業者が、市の発注する工事等の下請負をし、又は当該工事等の保証人となることを承認してはならない。

(入札参加資格制限に至らない事由に関する措置)

第11条 市長は、入札参加資格制限を行わない場合においても必要があると認めるときは、有資格業者に対し、書面又は口頭により警告し、又は注意することができる。

(参加資格制限期間の承継)

第12条 入札参加資格制限期間中の有資格業者から、合併、会社分割、営業譲渡等の組織変更により当該有資格業者の業務を承継した有資格業者は、当該入札参加資格制限に係る制限期間を承継するものとする。ただし、合併については、入札参加資格制限を受けた有資格業者の役員が、業務を受け継いだ有資格業者の役員に就任する場合又は株式の過半数を保有する場合に限るものとする。

(参加資格制限の公表)

第13条 市長は、第2条第1項又は第3条各号の規定により入札参加資格制限を行ったとき（第12条の規定に基づく期間の承継があったときを含む。）は、市公式ウェブサイトに掲載し、公表するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月28日）

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律

の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの要綱の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪についてされた公訴の提起又は刑の宣言は、拘禁刑が定められている罪についてされた公訴の提起又は刑の宣告とみなす。

附 則（令和8年4月1日）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第4条、第6条関係）

事故等による措置基準

措置要件	期間
<p>（虚偽記載）</p>	
<p>1 市発注業務の競争入札に参加する者に必要な資格の審査に関する申請書及び添付書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上12か月以内</p>
<p>2 市発注業務の契約に係る競争入札において、競争入札参加資格確認申請書、競争入札参加確認資料、その他の入札時の提出資料若しくは契約締結後の市への提出資料等に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上12か月以内</p>
<p>（過失等による粗雑履行）</p>	
<p>3 市発注業務の履行に当たり、故意又は過失により業務を粗雑にしたと認められるとき（過失による場合でその契約不適合が軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定の日から1か月以上12か月以内</p>
<p>4 市発注業務以外の業務（以下「一般業務」という。）の履行に当たり、過失により業務を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定の日から1か月以上6か月以内</p>
<p>（契約違反）</p>	
<p>5 第3項に掲げる場合のほか、市発注業務の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として、不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定の日から2週間以上8か月以内</p>
<p>（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）</p>	
<p>6 市発注業務の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定の日から1か月以上6か月以内</p>
<p>7 一般業務の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定の日から1か月以上3か月以内</p>
<p>（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）</p>	
<p>8 市発注業務の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定の日から2週間以上4か月以内</p>

9 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、業務関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。

当該認定の日から2週間以上2か月以内

別表第2（第4条、第5条、第6条関係）

贈賄及び不正行為等による措置基準

措置要件	期間
<p>(贈賄)</p> <p>1 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から18か月以上24か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>2 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき（第3項に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から12か月以上24か月以内</p>
<p>3 業務に関し、独占禁止法第19条に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2か月以上6か月以内</p>
<p>(公契約関係競売等妨害等)</p> <p>4 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に該当する場合。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に該当する場合。以下同じ。）の容疑又は入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号。以下「官製談合防止法」という。）違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から18か月以上24か月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>5 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員若しくはその使用人が建設業法（昭和24年法律第100号）違反の容疑により逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されたとき、又は建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき（次項に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上12か月以内</p>
<p>(廃棄物処理法違反行為)</p> <p>6 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員若しくは使用人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上12か月以内</p>

「廃棄物処理法」という。) 違反の容疑により逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されたとき、又は廃棄物処理法の規定に違反し契約の相手方として不相当であると認められるとき。

(労働安全衛生法違反行為)

7 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第100条に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。

当該認定をした日から
3か月以上12か月以内

(暴力的不法行為等)

8 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員若しくはその使用人又は経営に事実上参加し、若しくは実質的に経営を支配している者（以下「有資格業者等」という。）が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる団体、法人等（以下「暴力団等」という。）との関係が認められるとき又は業務に関し、暴力的不法行為を行う等、契約の相手方として不相当であると認められるとき（須賀川市の締結する契約等に係る暴力団等排除措置要綱（平成22年7月1日施行）第3条、第4条第2項、第5条第2項又は第7条第4項に該当していると認められるとき。）。

当該認定をした日から
1か月以上24か月以内

(不正又は不誠実な行為)

9 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正若しくは不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。

当該認定をした日から
1か月以上9か月以内

10 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。

当該認定をした日から
1か月以上9か月以内

様

福島県須賀川市長

建設業法違反に関する報告について

本市有資格者名簿に登録している下記業者について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第11条の規定に該当したので通知します。

記

- 1 業者の住所及び商号又は名称
- 2 建設業法の許可又は登録番号
- 3 建設業法の違反項目
- 4 違反となる事実の概要
- 5 その他資料

- ◆ 国土交通省
担当課
- ◆ 福島県
担当課
- ◆ 各都道府県
各都道府県担当課

第1号様式（第6条関係）

文書記号及び番号

年 月 日

財政課長

（各発注課（廠）の長）

入札参加資格制限措置要件該当事由発生報告書

下記有資格業者について、入札参加資格制限措置要件に該当する事実があったので、須賀川市有資格業者に対する入札参加資格制限に関する要綱第6条第1項の規定に基づき必要書類を添えて報告します。

記

- 1 該当有資格業者
 - (1) 商号又は名称及び代表者氏名
 - (2) 所在地

- 2 入札参加資格制限措置要件に該当する事実
 - (1) 該当する措置要件（要綱別表第 第 号）
 - (2) 事実又は行為等の発生日時及び概要等
 - (3) 対応経過等

- 3 発注課（廠）の長の意見

（※必要に応じて事実関係を証する書面等を添付すること。）

〔 商号又は名称
代表者氏名 〕 様

須賀川市長

工事等請負業者入札参加資格制限通知書

このたび、貴 様が(の) ① ことは、誠に遺憾であります。
よって、下記のとおり入札参加資格制限を行うこととしたので通知します。

なお、入札参加資格制限の期間中は、新たに市発注に係る工事等の全部若しくは一部を
下請し、若しくは受託し、又は当該工事等の完成保証人等となることはできません。

記

- 1 入札参加資格制限の期間 ②
- 2 入札参加資格制限の理由 ③

(注)

- 1 ①には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
- 2 ②には、入札参加資格制限期間の始期及び終期を記入する。
- 3 ③には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要、該当する措置要件等を記載する。

様

須賀川市長

工事等請負業者入札参加資格制限通知書

次のとおり工事等請負業者の入札参加制限の措置を行ったので通知します。

なお、入札参加資格制限の期間中は、新たに市発注に係る工事等の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託し、又は当該工事等の完成保証人等となることはできません。

また、当該企業を含む事案において、既に指名決定を受け、指名通知を行っているものについては、当該指名取消しの通知を行い、入札参加資格確認を行っているものについては、当該入札参加資格確認取消しの措置を行ってください。

- 1 商号又は名称
- 2 代表者名
- 3 住所
- 4 登録業種
- 5 入札参加資格制限期間
- 6 入札参加資格制限理由

〔 商号又は名称 〕
〔 代表者氏名 〕 様

須賀川市長

工事等請負業者入札参加資格制限期間変更通知書

年 月 日付 第 号をもって入札参加資格制限を行った旨を
通知しましたが、このたび下記のとおり入札参加資格制限期間の変更を行ったので通知し
ます。

記

- 1 従前の入札参加資格制限の期間
- 2 変更後の入札参加資格制限の期間
- 3 入札参加資格制限変更の理由

〔 商号又は名称
代表者氏名 〕 様

須賀川市長

工事等請負業者入札参加資格制限解除通知書

年 月 日付 第 号をもって入札参加資格制限を行った旨を
通知しましたが、このたび下記のとおり当該入札参加資格制限を解除したので通知します。

記

- 1 入札参加資格制限の解除を行った期日
- 2 入札参加資格制限解除の理由